

令和4年9月15日

事業主様

パッケージ工業健康保険組合
(公印省略)

健康保険法・育児休業法の改正（令和4年10月1日施行）について

初秋の候、貴事業所におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」につきまして、令和4年3月31日に公布されました。

これに伴い、「育児休業中の保険料の徴収」に関する改正が、令和4年10月1日より施行されることとなります。

また、「育児・介護休業等の一部を改正する法律」が令和3年6月9日に公布され、「育児休業」に関する改正も令和4年10月1日より施行されることとなります。

これらの改正の詳細について、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 育児休業中の保険料の徴収に関する改正

◆ 短期間の育休に関する保険料について

従来	改正後 (令和4年10月1日施行)
<p>・月末時点で育休を取得している場合、当月の保険料が免除される。</p> <p>【従前の事例】</p> <p>4月 月末 5月</p> <p>育児休業 3日間 → 4月分保険料免除</p> <p>育児休業 14日間 → 4月分保険料免除されない</p>	<p>・月末時点で育休を取得している場合、加えて、その月中に <u>2週間以上育休</u> を取得した場合も保険料免除する。</p> <p>【改正後の事例】</p> <p>4月 月末 5月</p> <p>育児休業 3日間 → 4月分保険料免除</p> <p>育児休業 14日間 → (改正ポイント) 4月分保険料免除!</p>

◆ 賞与保険料について

従来	改正後 (令和4年10月1日施行)
賞与月の月末時点で育休を取得していると賞与保険料が免除される。	<u>1カ月超の育休取得者</u> に限り、賞与保険料が免除される。

(裏面へ続く)

2. 育児休業に関する改正

◆ 育児休業の分割取得について

下記の通り取扱いが変更されますが、届出は引き続き従来のものご利用ください。

要件	従来	改正後 (令和4年10月1日施行)
対象期間 取得可能日数	原則子が1歳 (最長2歳)まで	変更なし
申出期限	原則1か月前まで	変更なし
分割取得	原則分割不可	<u>分割して2回取得可能</u> (取得の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	原則就業不可	変更なし
1歳以降の延長	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定	<u>育休開始日を柔軟化</u>
1歳以降の再延長	再取得不可	特別な事情がある場合に 限り <u>再取得可能</u>

◆ 産後パパ育休について

産休対象でない男性のための、子の誕生日から8週間以内に取得する育児休業(パパ休暇)がありましたが、今回の法改正によりパパ休暇は廃止となり、代わりに「産後パパ育休」が新設されます。

要件	産後パパ育休 (令和4年10月1日施行)
対象期間 取得可能日数	<u>子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能</u>
申出期限	<u>原則休業の2週間前まで</u>
分割取得	<u>分割して2回取得可能</u> (初めにまとめて申し出ることが必要)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で 休業中に就業することが可能

※「パパ・ママ育休プラス」について変更はありません。

以上

【お問い合わせ先】
業務課 業務係 03-3624-7421